

## 一般社団法人日本ロボット学会 ロボット活用社会貢献賞規程

2011年3月29日理事会制定  
2011年11月15日理事会改定  
2019年4月16日理事会改定

(本規程の目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程第5条に基づき、ロボット活用社会貢献賞の目的および選考の手続きを定めるものである。

(表彰の目的)

第2条 ロボット活用社会貢献賞(英文名: Robots and Society Award)は、人類のあらゆる活動においてロボットあるいはロボティクスが活用される将来の「ロボット活用社会」の実現に向けて、ロボットやロボティクスを様々な形で社会に普及・浸透させ、あるいは社会を変革することで、力強い歩みを進めることを目的として、この歩みに大きく貢献する活動あるいは知見公表を主体的に行った者(個人または団体)に贈呈する。

(表彰業績の数)

第3条 表彰する貢献の数は、毎年2件以下とする。ただし事情によりこれを変更できる。

(選考の対象)

第4条 選考の対象となる貢献は、当該年度に行う公募に対して応募あるいは推薦のあったもの、当該年度に選考小委員会が調査に基づき推薦するもの、および前年の選考小委員会で次年再審査対象となったものとする。

(受賞者の資格)

第5条 受賞者は、個人ないし団体とする。本会の会員であることは必ずしも要しない。ここで、団体とは、法人、あるいは法人に準ずる単位とする。

(賞の内容)

第6条 ロボット活用社会貢献賞は、賞状、賞牌とし、原則として学術講演会で贈呈を行う。

(贈呈の発表)

第7条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を原則として直後に発行する本会会誌に発表する。

(表彰の制限)

第8条 ロボット活用社会貢献賞の表彰を受けた貢献は、同一年度と受賞した翌年及び翌翌年には表彰しない。同一の個人ないし団体が同一の年度に複数の貢献により重ねて表彰される場合は、賞状のみ重ねて贈呈し、賞牌は一回分に限る。

2 一つの貢献によって表彰を受ける個人ないし団体の総数は原則として10以内とする。

(共同提案者の扱い)

第9条 表彰の対象となる貢献が複数個人によるものである場合には、個人全員に賞状を贈呈し、賞牌は代表者のみに贈呈する。貢献が団体または複数団体によるものである場合には、賞牌および賞状はそれぞれの団体の代表者のみに贈呈する。ただし前条2項の定めに従うものとする。

(選考小委員会の設置)

第10条 ロボット活用社会貢献賞の候補者を選考するため選考小委員会を設ける。

- (1) 委員長 副会長
- (2) 幹事 企画・広報担当理事が正・副の幹事を担当し、委員長の指揮を受け、委員会の会務を処理する。
- (3) 委員 委員長の推薦により会長が委嘱する。

(選考の原則)

第11条 選考は公正を旨として行う。特別の利害を有する委員は当該する選考に関与してはならない。もし、候補者に選考小委員会委員長が含まれている場合には、理事会で他の委員長を選び会長より委嘱する。その他の委員については選考小委員会委員長の判断による。

- 2 選考に当たっては結果が特定の分野等に片寄らないように配慮する。選考の具体的な手続きは各選考小委員会にて定める。

(会員による推薦)

第12条 本会会長は公募により本会正会員からの推薦を求める。

(選考小委員会による推薦)

第13条 本会会長は選考小委員会に調査に基づく推薦を依頼する。

- 2 第12条, 第13条の推薦は, 原則として, 表彰委員会において決定した推薦期間内に行われるものとする。

(推薦基準)

第14条 ロボット活用社会貢献賞への推薦は, 推薦対象となるロボットの普及に寄与する貢献の具体的な内容と効果, 顕著さ, および社会的影響の大きさを客観的に明示するものとする。

(審査基準)

第15条 ロボット活用社会貢献賞の審査にあたっては, 推薦対象である貢献の具体的成果と客観的な顕著さ, および社会的影響の大きさを総合的に評価し, 特にロボット活用社会の実現において革新的業績と認められる, あるいは成り得る貢献をした団体, 個人を選定する。

(受賞候補者の選定)

第16条 委員長は, 選考小委員会を開催し, 受賞候補者の選考方法について確認する。

- 2 委員長は, 前項の選考方法に基づき, 受賞候補者を選定する。

(結果の報告)

第17条 委員長は前条の手続きにより各表彰の候補者の選考を終ったときは, 選考要旨その他所要事項を添えて結果を会長に報告する。

- 2 特に事情のある時は選考小委員会の議決を経て前項の手続きの一部を変更して実施できる。ただし選考小委員会委員長は理事会に対しこの事情を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第18条 本賞の受賞者は, 前条の委員長の報告に基づき, 理事会の議決により決定する。

(経緯の非公開)

第19条 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。理事および選考委員その他の関係者は, この趣旨を尊重しなければならない。

(選考小委員会の解散)

第20条 選考小委員会は, 各表彰の贈呈が行われた時をもってその年度の任期を満了する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は, 企画・広報理事, ロボット活用社会貢献賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改定実施する。
3. 本規程は2019年4月16日より「ロボット活用社会貢献賞規程」と改称の上, 改定実施する。

本文書は「一版社団法人日本ロボット学会 ロボット活用社会貢献賞規程」の正文であることを確認する。

2019年4月16日

署名

印